○大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合条例第21号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の給与に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第15号）の全部を改正する。

改正

平成28年２月17日条例第７号

令和５年２月16日条例第３号

大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において職員とは、大隅肝属広域事務組合職員定数条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第11号）第２条に規定する職員をいう。

（準用規定）

第３条　職員の給与に関しては、鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）を準用する。この場合において、同条例の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）	大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第17号）第２条の規定により例によることとされる鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）
市長	管理者
市の組織に関する法令、条例	組合の組織に関する法令、条例
市の規則及び市の機関の定める規程	組合の規則及び組合の機関の定める規程
任命権者	管理者
鹿屋市	組合
鹿屋市職員	組合職員

附　則

この条例は、平成21年4月１日から施行する。

附　則（平成28年２月17日条例第７号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月16日条例第３号抄）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。